

2015

江の島キールボートチャンピオンシップシリーズ #5

帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 本レガッタには、『2013-2016 国際セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 レース公示ならびに帆走指示書により変更されたものを除き、矛盾が生じた場合は、帆走指示書が優先される。

2 競技者への通告

競技者への通告は、EYC 事務所内に設置された公式掲示板に掲示する。

また、海上にては本部船あるいは江の島湘南港のセンタープロムナード先端に掲示、および口頭で行う。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のレーススタートの1時間前までに、公式掲示板に掲示する。
また、海上にては予告信号前までに掲示する。

4 日程及びレースの予告信号予定時刻

2015年5月17日(日)	10:25	予告信号
	15:00	表彰式パーティー

5 クラス旗

クラス旗はスポーツクラス、クルージングクラスともグリーン旗とする。

6 コース

スタート/A 海面→観測ブイ西(反時計回り)→御用邸沖マーク(反時計回り)→A 海面フィニッシュライン
コースのおおよその距離は約10マイルである。

7 コースの短縮

コースを短縮する場合は、規則32に従い行われる。

8 マーク

- 8.1 スタートマークは、スターボードエンドに位置する本部船とポートエンドに位置する【黄色三角ブイ】とする。
- 8.2 御用邸沖マークは、【黄色三角ブイ(黒色帯付き)】とする。
(御用邸沖マーク付近に江の島ヨットクラブ旗を掲げたマークボートが待機する)
- 8.3 フィニッシュ・マークは、スターボードエンドに位置する『江ノ島ヨットクラブ旗』を掲揚する本部船とポートエンドに位置する【黄色三角ブイ】とする。

9 スタート

- 9.1 レースは、規則26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前として、スタートさせる。
- 9.2 スタート・ラインは、スターボード端にあるスタートマーク(本部船)上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタートマーク【黄色三角ブイ】の間とする。
- 9.3 スタート信号の10分より後にスタートする艇は、「DNS」と記録される。
- 9.4 スタートはスポーツクラス、クルージングクラスとも一斉スタートとする。

10 フィニッシュ

- 10.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュマーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュマーク【黄色三角ブイ】の間とする。

11 タイムリミット

タイムリミットは、同日14:00とする。

12 抗議と救済の要求

12. 1 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、適切な時間内に陸上本部に提出されなければならない。
12. 2 抗議締切時間は、レース終了後60分とする。
12. 3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則61.1(b)に基づき伝えるために抗議締切時間までに公式掲示板に掲示する。
12. 4 本帆走指示書の14、17、18、19および22項の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、レース委員会またはプロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

13 得点

13. 1 順位は、各艇の所要時間からEYCレース委員会で決定する修正時間係数を掛け、修正時間を求め、修正時間の小さい方を上位とし、順位にあわせて得点を付与する。
修正時間の計算においてはタイムオンタイム方式を採用する。
13. 2 得点は、付則Aの低得点方式を適用する。

14 安全規定

14. 1 チェックイン

レース艇はスタート時刻15分前までに、本部船近くを通過し、艇名の確認を受けること。

14. 2 救命胴衣

競技者はヨットに乗っているときには、必ず救命胴衣を着用すること。

14. 3 帰着申告

フィニッシュをもって帰着申告に代える。

14. 4 リタイヤおよび事故があった場合は速やかにレース本部に報告する。

(本部電話番号:0466-22-0261 江の島ヨットクラブ)

15 運営艇

レース運営艇の標識は次の通りとする。

本部船・マークボート 江の島ヨットクラブ旗を掲揚した艇

16 レース旗

参加艇は、バックステー(ない場合は、それに代わるポールなどをスターンに設置し)に江の島ヨットクラブ旗またはグリーン旗を掲げる。

レース旗を所持していない艇は江の島ヨットクラブに問い合わせ、購入すること。

17 ごみの処分

ごみは、各参加艇が持ち帰ること。

18 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

ただし、全レース艇が同じように受信できる情報(GPS、天気予報、海象気象に関する情報)はこの限りではない。

19 エンジンの使用

落水者救助、遭難艇救助、他の船舶との衝突回避、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するため

にエンジンを使用することができる。

ただし、エンジンを使用した場合は、その状況(使用した目的・時間・場所等)をフィニッシュ後レース委員会に速やかに報告しなければならない。

20 賞

スポーツクラスの優勝艇、クルージングクラスの優勝艇には賞品を授与する。

21 責任の所在

競技者は、自分自身の責任で参加するものとする。規則4「レースすることの決定」参照。

主催団体、レースの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡のよるいかなる責任も負わない。

22 保険

各参加艇は、レース期間中、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

23 レース開催の中止

レース開催を中止する場合は当日朝8時までに決定する。

レース本部に問い合わせの事。TEL:0466-22-0261

付属文書 A
コースの図示

